明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○建築士法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六三）　一

○通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令（同六四）　一

〔告　示〕

○元売業者を指定した件の一部を変更した件（総務一七八）　一

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四八）　二

○除籍が滅失した件（同一四九、一五〇）　二

○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とルクセンブルク大公国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一六九）　二

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（農林水産一〇八一）　三

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四四八、四五一、四五二）　三

○令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示（同四四九）　三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同四五〇）　三

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　宮内庁　最高裁判所　三

〔叙位・叙勲〕

日本産業規格（厚生労働省）　三

〔皇室事項〕

令和六年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　三

〔官庁報告〕

産　業　三

諸事項　三

裁判所　三

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三

会社その他　三六

省令

○国土交通省令第六十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十一条第一項の規定に基づき、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築士法施行規則の一部を改正する省令

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録事項） **第三条**　名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　氏名 三～八　（略）	（登録事項） **第三条**　名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　氏名、生年月日及び性別 三～八　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十条第一項の規定に基づき、通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験手数料） **第六条**　法第十条第一項の国土交通省令で定める額は、一万四千八百五十円とする。 ２・３　（略）	（受験手数料） **第六条**　法第十条第一項の国土交通省令で定める額は、一万一千七百円とする。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。